



# Recycle いばらき

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース



Vol.24

MARCH 2017

茨城県廃棄物再資源化指導センター



## 行政ニュース

---

- ・ マニフェスト制度と電子マニフェスト  
産業廃棄物管理票交付状況報告について . . . . . 1
- ・ 優良産廃処理業者認定制度等について . . . . . 4

## 再資源化指導センターニュース

---

- ・ 平成28年度産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について . . . . . 6
- ・ 優良産廃処理業者の適正処理及び再資源化事例について  
株式会社上杉物産（神栖市） . . . . . 7

※ 認定取得順 カッコ内は処理施設所在地

## マニフェスト制度と電子マニフェスト、産業廃棄物管理票交付等状況報告について

### (1) マニフェストについて

マニフェストとは、産業廃棄物管理票とも呼ばれるもので、排出事業者が産業廃棄物の処理を他者に委託する際に、運搬する産業廃棄物の名称や数量、委託先の業者名などを記入し、産業廃棄物の最終処理までの流れを把握・管理する仕組みです。

この制度は、排出事業者が産業廃棄物の流れを把握させることで、責任の所在を明確にすることのほか、産業廃棄物の不適正処理による環境汚染や社会問題となっている不法投棄を未然に防止することを目的としています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下 廃棄物処理法）にはマニフェストの交付や回付義務のほか、処理終了から5年間の保存などについて定められています。また、受託していない者の名を氏名欄に記載する、運搬が終了していないにもかかわらず処理終了の報告をするといった虚偽記載は禁止されています。これらの法定事項に違反した場合には、罰則の対象となります。

### (2) 電子マニフェストについて

電子マニフェストとは、従前の紙媒体をもって行っていたマニフェストの取り扱いや管理について、情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）のシステムを用いてパソコン上で処理するタイプのマニフェストを指します。

電子マニフェストには、パソコン上のやり取りである性質上、「情報の共有化」と「情報伝達の効率化」を図ることができ、排出事業者や処理業者の情報管理の合理化・高速化が可能のほか、偽造がされにくく、産業廃棄物の監視業務の効率化や不適正処理の原因者究明が容易になることで、不法投棄を未然に防止することにも繋がります。

また、従前の紙媒体での管理と比較した場合、サーバー上でのデータ保存となるため、書類の紛失や検索等の手間が軽減できるため、長期的な観点から見ると経済的合理性に優れた手法となっています。

なお、この制度の利用については、事前の有料登録が必要であり、また、排出事業者、収集運搬業

者、処分業者の産業廃棄物の処理に携わる全ての者が電子マニフェストに利用登録する必要があります。

制度発足以降、国は積極的に電子マニフェストの登録・活用を推進しており、平成28年度末までに普及率50%の達成を目標に掲げています。また、平成29年4月以降は基本使用料金が見直されるなど、各事業者が電子マニフェストの利用に切り替えやすい環境が整備されつつあります。

※電子マニフェストに関する詳しい内容については、下記の連絡先にお問い合わせください。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
情報処理センター事業推進部

TEL：03-5275-7113

URL：<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

### (3) 管理票交付等状況報告書について

廃棄物処理法第12条の3の規定により、排出事業者（中間処理業者を含む）となる者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告書を作成し、各都道府県知事に提出しなければならないことになっており、該当する者は、各事業場ごとに、毎年6月30日までに、前年度（4月1日から翌年3月31日まで）に交付したマニフェストの所定の様式により、交付等状況報告書を提出する必要があります。

この報告書は、マニフェストを交付している全ての事業者が対象となりますので、報告書の作成に備え、事前にマニフェストや帳簿等の書類整理等を願います。

なお、電子マニフェストを利用している場合は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが代行して報告を行うため、事業者が自ら報告する必要はありません。ただし、代行の範囲については、電子マニフェストを利用したものに限られるため、電子マニフェストと紙マニフェストを併用して処理した場合、紙マニフェストの部分については自らが報告しなければなりませんのでご注意ください。

※作成・提出に際しての留意事項

- ① 作成の様式については茨城県のホームページからダウンロードしてください。
- ② 報告書は事業場ごとに作成してください。ただし、設置が短期間であるか、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1つにまとめた上で提出してください。
- ③ 業種は、「日本標準産業分類中分類」（別紙1）により記入願います。なお、複数の事業を行っている場合には、主たる事業に該当する業種を記入してください。
- ④ 産業廃棄物の種類は廃棄物処理法の区分によりますが、複数の種類の産業廃棄物が一体不可分の状態で混合しているような場合（シュレッダースト等）には、これを一つの種類として扱うことも可能です。
- ⑤ 石綿含有産業廃棄物が含まれる産業廃棄物については「産業廃棄物の種類」欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにしてください。
- ⑥ 区間を区切って運搬を委託した場合（積み替え保管等を行う場合）又は受託者が再委託を行った場合に、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についても全て記入してください。
- ⑦ 産業廃棄物の排出量は重量（トン）で報告することになります。重量の把握が困難な場合には、「換算係数」（別途ホームページに掲載）に基づき、体積(m<sup>3</sup>)を重量（トン）に直して記入してください。
- ⑧ 報告書は産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する県央環境保全室または各県民センター環境・保安課に提出していただくこととなります。
- ⑨ 同じ法人であっても、複数の事業場がそれぞれ異なる県民センター等の管轄内にある場合には、事業場ごとに作成した報告書をそれぞれ管轄する県民センター等に提出していただくこととなります。また、報告書は事業場ごとに作成することになりますので、複数の事業場がある場合には、その事業場の数に応じた報告書の提出が必要となります。ただし、②により1つの事業場にまとめた場合には、まとめた先の事業場の所在地を管轄する県民センター等に提出をしてください。
- ⑩ 郵送で提出してください（持参していただいても結構です）。
- ⑪ 提出いただいた書類はお返しできませんので、控えが必要な方は、事前に控えをとった上で提出してください。

県民センター等の住所・連絡先一覧

事業場の所在地	提出・問合せ先	郵便番号・所在地・電話番号
水戸市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村	生活環境部環境政策課 県央環境保全室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県庁1階 TEL：029-301-3047
日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 常陸大宮市 大子町	県北県民センター 環境・保安課	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎1階 TEL：0294-80-3355
鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市	鹿行県民センター 環境・保安課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎2階 TEL：0291-33-6057
土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市 阿見町 河内町 利根町 美浦村	県南県民センター 環境・保安課	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎2階 TEL：029-822-8364
古河市 結城市 下妻市 常総市 筑西市 坂東市 桜川市 八千代町 五霞町 境町	県西県民センター 環境・保安課	〒308-8510 筑西市二木成615 筑西合同庁舎2階 TEL：0296-24-9134

(別紙1)

日本標準産業分類一覧 (中分類)

大分類	中分類 (業種区分)
A 農業, 林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業 (水産養殖業を除く)
	04 水産養殖業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	05 鉱業, 採石業, 砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業(設備工事業を除く)
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業, 郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業 (信書便事業を含む)

大分類	中分類 (業種区分)
I 卸売業, 小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食品卸売業
	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
61 無店舗小売業	
J 金融業, 保険業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業, 商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
	68 不動産取引業
K 不動産業, 物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
	70 物品賃貸業
L 学術研究, 専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業 (他に分類されないもの)
	73 広告業
	74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M 宿泊業, 飲食サービス業	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業
O 教育, 学習支援業	81 学校教育
	82 その他の教育, 学習支援業
P 医療, 福祉	83 医療業
	84 保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局
	87 協同組合 (他に分類されないもの)
R サービス業 (他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業 (別掲を除く)
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
S 公務 (他に分類されるものを除く)	97 国家公務
	98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

\* 産業分類の詳細については総務省HPで確認してください。

## 優良産廃処理業者認定制度等について

### 産業廃棄物を排出する事業者の皆様へ

茨城県生活環境部  
廃棄物対策課不法投棄対策室

## 優良産廃処理業者認定制度を活用して、 適正処理を進めましょう！

優良産廃処理業者認定制度とは、通常の産業廃棄物処理業の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県、政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

○優良産廃処理業者に産業廃棄物を委託するメリットなどについては、環境省ホームページのパンフレットをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph01-1.pdf>

※関連動画（環境省動画チャンネル）

<https://www.youtube.com/watch?v=0SVQVXp-Vm0>



○茨城県が認定した優良産廃処理業者は、茨城県生活環境部廃棄物対策課ホームページ「優良業者認定制度」を参照してください。

#### 【お問合せ先】

茨城県生活環境部廃棄物対策課 産廃処理業許可担当 029-301-3033

## 土地をお持ちの事業者の皆様へ

### あなたの土地は大丈夫ですか？

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話をもちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

また、門などが無い、容易に出入りできる資材置場に、ダンク1台、2台くらいの量の産業廃棄物が不法投棄されるような事例も起きています。



これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、土地の管理しっかりとするとともに、不審な点は県や市町村に確認するようにしましょう！

不法投棄・野焼きを見つけたら・・・

いつもみんなで見守りましょう

**不法投棄 110番 (0120-536-380) へ**

受付時間は平日の8時30分～17時15分です。受付時間外は最寄りの警察署まで。

#### 【お問い合わせ先】

生活環境部廃棄物対策課	水戸市笠原町978-6 (県庁本庁舎14階)	029-301-3033
環境政策課県央環境保全室	水戸市笠原町978-6 (県庁本庁舎1階)	029-301-3047
県北県民センター環境・保安課	常陸太田市山下町4119 (常陸太田合同庁舎1階)	0294-80-3355
鹿行県民センター環境・保安課	鉾田市鉾田1367-3 (鉾田合同庁舎2階)	0291-33-6057
県南県民センター環境・保安課	土浦市真鍋5-17-26 (土浦合同庁舎2階)	029-822-8364
県西県民センター環境・保安課	筑西市二木成615 (筑西合同庁舎2階)	0296-24-9127

## 平成28年度 産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について

平成29年2月21日(火)、茨城県庁講堂において156名の参加により「平成28年度産業廃棄物適正処理指導啓発講習会」が開催されました。

当講習会は排出事業者の皆様へ「産業廃棄物の適正処理や再資源化の取り組み」について啓発するため毎年開催しているものであり、講師に株式会社リーテム 環境リスクコンサルタントの坂本氏をお招きして、廃棄物管理についての知識等を解り易くご解説頂きました。

終了後は個別の質問時間を設けており、実務担当者の方々から「廃棄物と有価物の判断について」「マニフェスト制度について」等、多くの質問が寄せられました。



### 講習内容：

知らないうちに法律違反？！  
廃棄物管理の特性およびそれゆえのリスク  
リスク最小化のための廃棄物管理業務  
廃棄物管理の知識  
廃棄物処理法の改正等

【講師の坂本裕尚氏】



## 優良産廃処理業者の適正処理及び再資源化事例について

### 株式会社上杉物産

#### <会社概要>

- 【社名】 株式会社上杉物産  
 【代表者】 代表取締役 上杉 剛史  
 【所在地】 ○本社  
 〒314-0115 茨城県神栖市知手3420番地44  
 TEL 0299-96-1633 FAX 0299-96-1669  
 URL <http://www.uesugibussan.co.jp/>  
 ○リサイクル工場  
 〒314-0255 茨城県神栖市砂山2668番6, 他  
 TEL 0479-46-3389 FAX 0479-46-3203
- 【設立】 昭和54年8月  
 【従業員】 約90名  
 【資本金】 1,000万円  
 【事業内容】 一般廃棄物の収集運搬及び処分業務  
 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務  
 建設業、運送事業及び倉庫事業  
 金属スクラップ加工製造業
- 【グループ会社】 株式会社開光堂

当社は昭和44年、前身である三重県四日市市の有限会社上杉物産の鹿島営業所として茨城県に進出しました。

昭和54年に同営業所を株式会社上杉物産として独立して会社を設立し、建設業、廃棄物処理業、古物売買等の営業を開始しました。

その後、倉庫業、ゴルフ練習場、リサイクル工場（産業廃棄物中間処理工場）貨物自動車運送業等、事業の拡大を図る中で、平成25年に金属スクラップ加工工場を稼働し、環境にやさしい会社として建築物の保全及び解体から廃棄物の収集運搬・処理までを一貫して行う体制を整え、社会貢献向上に向け大きく一步前進したと自負しております。

平成28年4月に上杉剛史が代表取締役に就任し、「安心・安全」を第一に掲げ、次世代へ向けた新しい会社を創造し続けていきたいと考えております。

#### <優良産廃処理業者認定を取得した経緯>

当社は鹿島石油化学コンビナートで事業活動を展開する企業様、公共団体様、建設工事関連企業様、物流関連企業様等々幅広い分野の企業・団体様をお客様としております。

平成23年の廃棄物処理法改正で「優良認定制度」が制定されましたが、お客様の順法意識が高く、加えて「より良い産業廃棄物処理会社に産業廃棄物の処分を委託したい。」といった考えがあるため、当社営業担当が企業・団体様を訪問するたび、「上杉物産さん、いつ優良認定を取得するのですか。上司から産業廃棄物は優良認定を取得している産廃処理会社へ処理を委託するよう言われているよ。」とのお言葉いただく事例が何度もありましたが、東日本大震災対応のお客様を優先したため、平成28年11月に優良認定を取得したというのが実態であります。

新しい許可証をお客様へお届けした際に、お客様からは、「優良認定を取得しましたね。これからも上杉物産さんへ産業廃棄物を委託しますよ、宜しく。」「優良認定を取得したので、上杉物産さんへ産業廃棄物処理を委託し易くなったよ。」等々のお言葉をいただき社員一同これまで以上に法令順守を基本として、適正処理に努めることを改めて意識した次第です。

### 産業廃棄物処分業の茨城県許可内容

産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず



中間処理施設

### <適正処理及び再資源化の事業紹介>

当社のお客様の中には、「ゼロエミッション（直接埋立をしない。焼却残渣も埋立処分しない。）」といった方針の企業・団体様も多数あります。このようなお客様に対しては、当社中間処理後の産業廃棄物について、「マテリアルリサイクル」、「サーマルリサイクル」等のメニューを準備しお客様のご要望にお応えしております。

また、「ゼロエミッション」を希望されないお客様の産業廃棄物についても極力、「マテリアルリサイクル」、「サーマルリサイクル」を実施しております。

### <今後の展望と課題など>

優良認定を取得したことが目的・目標ではありません。お客様から処理を委託された産業廃棄物を廃棄物処理法令、条例等に則り適正に処分することが当社の究極の使命であると考えており、こうしたことを通じて尚一層社会に貢献したいと考えております。



運搬車両等

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース

第24号

平成29年3月発行



茨城県リサイクル認定製品

コンセプト

茨城県の頭文字「い」をモチーフに、2つの矢印は製造加工されるリサイクル製品のあらゆる情報発信の役割を果たすイメージをデザイン化し、県民に親しまれ、愛され、安心・信頼され、豊かな自然(水・緑)に恵まれた環境にやさしい地域社会と生き生き共生し、未来に向けてリサイクル認定製品の普及啓発を図り、ますます発展・向上するイメージを力強く現しています。

発行

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階  
一般社団法人 茨城県産業廃棄物協会内

**茨城県廃棄物再資源化指導センター**

TEL 029-301-7100～7102

FAX 029-301-7103

HPアドレス <http://www.recycle-ibaraki.jp>